

令和5年度（2023年度）二酸化硫黄濃度の測定結果

測定局	年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数と その割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	目標値の 長期的評価による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
						日	%	時間	%			
吹田市 北消防署局	令和元	358	8,562	0.001	0.009	0	0.0	0	0.0	0.003	無	0
	2	362	8,639	0.001	0.010	0	0.0	0	0.0	0.003	無	0
	3	363	8,641	0.001	0.007	0	0.0	0	0.0	0.002	無	0
	4	363	8,645	0.001	0.018	0	0.0	0	0.0	0.003	無	0
	5											
吹田 簡易裁判所局	令和元	362	8,646	0.001	0.010	0	0.0	0	0.0	0.003	無	0
	2	353	8,514	0.001	0.008	0	0.0	0	0.0	0.003	無	0
	3	361	8,633	0.002	0.008	0	0.0	0	0.0	0.003	無	0
	4	362	8,638	0.001	0.010	0	0.0	0	0.0	0.002	無	0
	5	364	8,678	0.001	0.023	0	0.0	0	0.0	0.002	無	0
吹田市高野台局	令和元	365	8,744	0.004	0.017	0	0.0	0	0.0	0.008	無	0
	2	360	8,638	0.004	0.021	0	0.0	0	0.0	0.007	無	0

（注） 二酸化硫黄による大気汚染の状態を目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- （1）短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた 1時間値（0.1ppm以下）又は日平均値（0.04ppm以下）に個々に照らして評価する。
- （2）長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

※ 吹田市高野台局では令和3年度から測定取りやめ、吹田市北消防署局は令和5年4月から休止中。